



島根県報

平成18年 9月15日 (金)
第 1,812 号

(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)	2
保安林の指定施業要件の変更 (3件) (森林整備課)	2
定置漁業の免許 (水産課)	3
島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱の一部改正 (労働政策課)	4
地籍調査の成果の認証 (用地対策課)	4
道路の供用開始 (道路維持課)	4
島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値の一部改正 (建築住宅課)	4
公 告	
貸金業の規制等に関する法律第38条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の取消し (経営支援課)	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
選管告示	
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数	5
漁調委指示	
定置漁業の保護区域の設定	6

告 示

島根県告示第888号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 海士町社会福祉協議会	福祉用具貸与	社会福祉法人 海士町社会福祉協議会	隠岐郡海士町大字海士3969番地1	平成18年 9月1日
	介護予防福祉用具貸与			
有限会社 グロウス	特定福祉用具販売	有限会社 グロウス	松江市八幡町820-15	平成18年 9月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第889号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成18年9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
村之郷地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成17年11月24日
円ノ板地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成18年3月24日

島根県告示第890号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年3月8日農林水産省告示第338号（二に限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第349号（四のうち知事の指定に係るものに限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第352号（一のうち知事の指定に係るものに限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第361号（一のうち知事の指定に係るものに限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第362号（一に限る。）、平成7年5月22日農林水産省告示第677号、平成7年5月22日農林水産省告示第679号（知事の指定に係るものに限る。）、平成7年8月16日農林水産省告示第1236号、平成7年8月30日農林水産省告示第1372号（一に限る。）、平成7年11月14日農林水産省告示第1829号（一、二に限る。）、平成7年11月15日農林水産省告示第1843号、平成8年11月26日農林水産省告示第1840号（一に限る。）、平成9年2月4日農林水産省告示第192号（一に限る。）、平成9年12月9日農林水産省告示第1790号
- 2 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第891号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成元年1月10日農林水産省告示第21号（二に限る。）、平成元年3月8日農林水産省告示第301号（二に限る。）、平成元年7月31日農林水産省告示第967号（一に限る。）、平成2年8月3日農林水産省告示第1022号（一に

限る。)、平成 2 年10月20日農林水産省告示第1380号(二に限る。)、平成 2 年12月11日農林水産省告示第1565号(三に限る。)、平成 3 年 1 月29日農林水産省告示第120号(二に限る。)、平成 3 年 2 月25日農林水産省告示第254号(三に限る。)、平成 3 年 5 月17日農林水産省告示第649号(二に限る。)

2 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第892号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯石郡飯南町獅子587、588 - 3、長谷973、974、978から991まで、八神1758から1761まで、1875から1879まで、1880 - 1、1880 - 2、1881から1883まで、1884 - 3 から1884 - 5 まで、1895 - 1、1895 - 3、1895 - 14、1898 - 2、1898 - 3、小田1329 - 25、1329 - 43、1329 - 47、1329 - 48

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第893号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、定置漁業を平成18年 9月 7 日付けで次のとおり免許した。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁場計画の際の公示番号、免許番号及び漁業権者の住所及び氏名(名称)

公示番号 免許番号	住 所	氏 名 (名 称)
定第15号	松江市鹿島町恵曇360番地	有限会社 平木屋

2 免許の内容、制限又は条件及び存続期間

平成18年 2 月24日付け島根県告示第150号のとおり

島根県告示第894号

島根県個別労働関係紛争のあっせん等に関する要綱（平成13年島根県告示第894号）の一部を次のように改正する。
平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したものの若しくは労働審判がなされたもの

第 5 条第 2 項中「同条第 5 号」を「同条第 6 号」に改める。

附 則

この告示は、平成18年 9月15日から施行する。

島根県告示第895号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
益田市	平成 8 年度～18年度	12枚	1 冊	高津 1 - 4	平成18年 9月 5日
益田市	平成 9 年度～18年度	19枚	1 冊	飯田 1 - 2	平成18年 9月 5日
飯南町	平成14年度～17年度	17枚	1 冊	頓原村 3	平成18年 9月 5日
飯南町	平成15年度～17年度	36枚	1 冊	花栗 2	平成18年 9月 5日
飯南町	平成15年度～18年度	25枚	1 冊	谷 6	平成18年 9月 5日

島根県告示第896号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市島根町野波3029番 1 地先から同所4027番 5 地先まで	メートル 480.00	平成18年 9月15日	松江県土整備事務所	

島根県告示第897号

島根県営住宅条例の規定に基づく利便性に係る数値（平成16年島根県告示第291号）の一部を次のように改正し、平成18年10月1日から施行する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

表大田市の項中 「平成12」 を 「平成12
平成18」 に改める。

公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、平成18年 9月15日次に掲げる貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 名称
清川ファイナンス
- 2 代表者氏名
清川 幸
- 3 主たる営業所の所在地
浜田市金城町久佐イ378番地 3
- 4 登録番号
島根県知事(1)第00260号
- 5 登録年月日
平成16年 6月30日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 9月15日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
八束郡東出雲町大字須田字栗坪508番地 4、508番地14
面積 322.13平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八束郡東出雲町大字須田511番地 4
森本 明弘

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を

乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成18年9月15日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

1	地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	12,081
2	地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	167,337
3	地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	
	八束第一選挙区	6,484
	八束第二選挙区	5,649
	八束第三選挙区	4,318
	能義選挙区	3,965
	仁多選挙区	4,407
	大原選挙区	8,569
	飯石選挙区	5,674
	簸川第一選挙区	7,381
	簸川第二選挙区	3,909
	簸川第三選挙区	4,389
	邑智選挙区	7,572
	那賀選挙区	4,833
	鹿足選挙区	4,780
	隠岐選挙区	6,600
	松江選挙区	39,360
	浜田選挙区	12,036
	出雲選挙区	23,246
	益田・美濃選挙区	14,177
	大田・邇摩選挙区	11,406
	安来選挙区	8,224
	江津選挙区	6,588
	平田選挙区	7,779
4	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	167,337

漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、平成18年9月7日定置漁業権の保護区域について、次のとおり指示する。

平成15年島根海区漁業調整委員会指示第2号1に掲げるもののうち、定第15号に係る指示は廃止する。

平成18年9月15日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

1 に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2 の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号 漁場の位置

定第15号 出雲市美保町地先

2 保護区域及び漁法

区 域 (メートル)	漁 法
前面 (両口の場合は端口の広い側を言う。) 500	網
後面 (両口の場合は端口の狭い側を言う。) 200	
沖合 200	
前面 (両口の場合は端口の広い側を言う。) 200	釣及び延縄
後面 (両口の場合は端口の狭い側を言う。) 150	
沖合 150	

